広　告

税務調査の追徴税額を補填いたします

東京都中野区の会計事務所、エヌエムシイ税理士法人（代表社員・税理士　野本 明伯）税務総合戦略室　室長の風間と申します。

『税務総合戦略室』は主に国税庁・国税局の出身者で組織したチームです。国税庁・国税局の総務部・課税部・調査部、国税不服審判所・税務大学校教授・税務署長などの経験者をそろえ、現在は11名のメンバーで仕事をしています。

　国税庁は昨年10月末に平成24事務年度（24年7月～25年6月）法人税、法人消費税の調査事績の概要をプレスリリースしました。報道発表資料によると、昨年度1年間に調査が行われた法人の件数は9万3千件で、前年対比27・4%の大幅な減少となっています。

　平成23年度の税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法の改正が行われ、納税者に対する説明責任が強化されました。昨年行われる税務調査から、税務当局が納税者にとって不利益な課税処分を行う場合には、今までよりも否認理由について十分な説明が必要となったのです。その結果、税務調査手続きに係る事務作業量が増加し、1件当たりの調査期間が平均2・6日伸びたことなどから、3割近くも調査件数が減少することとなりました。

どのくらいの割合で税務調査が行われているのか

税務調査の件数が減少したことを好ましいニュースとして捉える方もいるかもしれませんが、そもそもどのくらいの割合で税務調査は行われているのでしょうか。

　国家公務員の定数削減という社会の流れの中、国税職員の定員も減少傾向にあります。一方、調査対象の法人数は増加傾向にあり、その結果、実地調査率（どのくらいの割合で税務調査が行われたのかを示す割合）は減少を続け、平成24事務年度は3・1%と過去最低となっています。

　昨年度は特別に調査件数が減少しましたが、ここ数年、実地調査率は4%程度の数字となっています。4%という数字を、単純に順番に税務調査が行われると仮定して考えた場合、約25年に一度しか調査が行われないという割合になります。

　しかし、「うちの会社には定期的に3年や5年周期で税務調査があるけれど……」という方が多いのではないでしょうか。場合によっては、去年も調査があったのに、また今年も……というケースもあるかもしれません。

どんな会社に調査が入りやすいのか

会社設立以来、税務調査が行われていないだとか、10年以上も税務調査がないという会社がある一方、定期的なサイクルで税務調査が行われる会社もあります。「なぜうちの会社ばかり……不公平じゃないか」という感想を持たれる方もいらっしゃるでしょう。どうしてこのような現象が起きるのでしょうか？

　前述した国税庁の報道発表によれば、大口・悪質な不正計算が想定されるなど「調査必要度が高い」法人について実地調査を行ったとあります。限られた税務職員数の中、最大の効果を上げるためには、調査必要度の高い法人から順番に調査を行っていくことが求められるのは当然のことです。

　現在の日本の税制は、納税者自らが税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を自ら納付する申告納税制度を採用しています。この制度は国民一人一人が正しい申告・納税をしてくれるだろうという性善説に基づく考え方で成り立っています。

　ですから、税務調査は申告納税制度を担保するために、一部の不心得者が得をするようなことがないためのもの、換言すれば「正直者が馬鹿をみないため」のものだと言えます。

　わずか4%程度の「調査必要度が高い」と判断される対象に選ばれないためには、どうしたらよいのでしょうか？

税務調査が行われない会社にするためには

税務調査が行われない、税務調査の周期が長い会社になるためには、「この会社は調査しなくてもきちんとした申告をしているようだから安心だ」＝「調査の必要度は低い」という信頼を税務当局から獲得するしかありません。

　でも、「うちの会社は何も脱税もしていないし、すべて税理士に任せて適正な申告をしているつもりだけど、相変わらず頻繁に調査が行われるよ」という声をお聞きします。

　日々、きちんと帳簿付けをし、判断に迷う部分は税理士に相談の上処理しているのに、どうして税務調査の度に追徴を受け、定期的な税務調査が行われ、いつまでも税務当局の信頼を得ることができないのでしょうか。

税理士の役割

一般的に会計事務所は、会計帳簿の作成を行い、税法を紐解くことで法の範囲内で税金をできるだけ少なくなるように工夫し、決算書・申告書を作成します。そして、最終的には税務当局から否認されないように適正な処理をします。お客様はこのような仕事に対して、毎月の顧問料と決算・申告料を支払ってくださいます。しかし前述したように、多くの経営者の方が税務調査によって追徴課税が行われた経験をお持ちのことかと思います。

　税理士は、クライアントの信頼にこたえるため、プロとしての矜持を持って、税務調査の申告是認を勝ち取らなくてはなりません。

　しかし、税務調査での追徴を恐れるばかりに、本来納める必要のない無駄な税コストをお客様に負担させるようでは本末転倒です。

　全ての経済取引を網羅的に税法がカバーすることは難しいため、どうしても税務問題において事実認定・解釈に迷う部分、いわゆる「グレーゾーン」を排除することは困難です。

　判断に迷うような複雑な税務問題が生じた時に、確かな正解のない部分について、自分一人の考えで答を出すのは専門家でも不安なものです。自然と税務調査で否認されないようにと、保守的な考えで安全策を取って処理することが多くなるかもしれません。その結果、本当は、より税コストを減らすことができたかもしれないのに、その機会を逸してしまう可能性もあります。

真のプロとしての税務顧問サービス

税務調査で否認を受けることなく、適正な処理をしている会社だという税務当局からの信頼を得ながら、かつ、無駄な税金を納めないようにするにはどうしたらよいのでしょうか？

　税の分野も日々変化しています。毎年、税制改正が行われ、いままでの判断では対応できないケースも生じてきます。また、税務当局と見解の相違が生じるような案件では、事実認定の仕方によってそれぞれ答が違ってきます。ある取引について、どのように事実をとらえるのかによって、そこにあてはめる法律の解釈も異なるからです。

　私達は、現在の複雑化・多様化した税務問題に対して、一人の税理士が単独で的確な判断を行うことは困難な状況にあると考えています。そのため『税務総合戦略室』では、複数の専門家を揃えました。

　医療の世界では専門分野によって専門医が分かれているように、実は税法にも専門分野・得意分野が存在します。

　我々税務総合戦略室では国税庁・国税局などで法人税・所得税・資産税・国際税務など様々な専門部署を経験してきた複数のOBが、『課税当局側の立場』や『国税調査官の視点』で判断に迷うあいまいな分野の事実認定を行います。

　確かな正解のない分野に最適な回答を導き出すために、複数のメンバーが過去の経験による十分な議論を交わし、知恵を出し合って、チーム全体でお客様をお守りする体制を採っております。

　さらに私共では、医療の分野における人間ドックのように、税務における定期的な健康診断として「税務予防調査」というサービスを行っております。

　年に一度、複数の元国税調査官が実際の税務調査と同様の手法でお客様の財務・税務状況を模擬的に調査するサービスです。

　このサービスにより実際の税務調査において問題点を指摘されるリスクを早期に発見し、対応策を検討することで、税コストを減少させながらも安心して税務調査に臨んでいただけるものと考えております。

税務調査の追徴税額を補填いたします

私達はこのような税務の総合病院的体制を築くことで、真の税務のプロとしてのサービスを実現いたします。

　専門家として知恵を絞り、誠実に仕事を行い、お客様の税コストを最小化するための税務対策を立案いたします。その上で、もし税務調査の結果、お客様に追徴課税が発生した場合には、潔く、その追徴課税を補填することといたしました。

　このような税額補填という対応は、今まで、日本中どこの税理士事務所も行っていないことだと自負しております。

　私共の会計事務所経営40年の歴史とノウハウの蓄積、元国税調査官の税理士チームの結成に裏打ちされた自信に基づいたお約束です。お客様には大きな安心を感じていただけるものと確信しております。

（文責・税務総合戦略室　室長　風間）

※年商10億円未満の企業様を対象にしております。

※補填金額についてはお支払いただいた月次料金、決算料金の最大3年分を限度とします。

税務総合戦略室®は全国の会計事務所と業務提携をしています

　税務総合戦略室は、全国のパートナー事務所と業務提携契約を結んでいます。

　「専門外の問題はその道のプロに任せることこそが真の顧客本意のサービスである」という認識のもと、パートナー事務所が専門外とする問題が生じた際には、税務案件ごとに最適な専門家をご案内することが可能となっております。

【パートナー事務所】

■村上孝夫税理士事務所
（東京都　税理士登録番号 第24869号／東京税理士会 葛飾支部）
TEL：03-3608-2166　URL：http://www.murakami-kaikei.com/

■松下税理士事務所　西日本サポートセンター㈲
（熊本県　税理士登録番号 第53463号／南九州税理士会 熊本東支部）
TEL：096-368-7111　URL：http://www.matusita-ao.com/

■税理士法人横浜総合事務所
（神奈川県　税理士法人番号 第1605号／東京地方税理士会 横浜中央支部）
TEL：045-641-2505　URL：http://www.yoko-so.co.jp/

■宮脇合同事務所
（和歌山県　税理士登録番号 第69242号／近畿税理士会 和歌山支部）
TEL：073-431-5241　URL：http://www.godo-net.com/

■中野純公認会計士・税理士事務所
（静岡県　税理士登録番号 第73806号／東海税理士会 磐田支部）
TEL：0538-35-8205　URL：http://nakano-kaikei.net/

■鈴木正光税理士事務所　㈱鈴正コンサルタンツ
（群馬県　税理士登録番号 第24604号／関東信越税理士会 前橋支部）
TEL：027-243-4881　URL：http://www.suzusyo.co.jp/

税務総合戦略室®セミナー 8講座開催中　2月-4月期

	受講料（1名様 税抜）	2月	3月	4月
オーナー経営者のための戦略的税務対策と資産運用	【10,000円】	20日	18日	
国外財産調書の書き方と海外を活用した資産運用の税務対策	【10,000円】	18日		
ベールに包まれた国税組織5万6千人の真実を語る	【10,000円】	25日	25日	25日
税務調査って、拒否できないんですか?	【20,000円】	25日	25日	25日
お金持ちは非居住者を目指す「税金天国への脱出」	【30,000円】			22日
国際税務を理解し、最適なタックスプランニングの構築を!	【20,000円】	24日		
相続税対策「愛する家族に上手な財産の残し方」	【10,000円】			24日
事業承継と相続のための自社株対策「円滑に低コストで事業承継を行うために」	【30,000円】	26日		23日

お申し込み・お問い合わせ　http://www.nmc-zeirishi.jp/　エヌエムシイ税理士法人　検索

税務総合戦略室®メンバーが一丸となって
会社と経営者個人を一体としてとらえた税務対策を提供いたします

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
野原 渉
〈経歴〉
国税局調査部主査
調査部情報技術専門官

元国税調査官・税理士 ——
1962年生まれ　国税局・税務署において、特別調査事務、大規模法人における電子情報の解析等調査事務に従事した経験を持つ。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
黒崎 俊夫
〈経歴〉
国税局管内税務署
資産課税部門に28年間勤務

元国税調査官・税理士 ——
1959年生まれ　資産課税部門職員として、相続税、贈与税及び評価事務に従事。不動産鑑定による評価の審理の経験が豊富。税理士の他、不動産鑑定士、司法書士の資格を有する。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
玉川 育生
〈経歴〉
国税局調査第一部外国法人調査部門
調査第一部国際調査課
調査第一部特別国税調査官部門

元国税調査官 ——
1971年生まれ　外国法人や外資系法人を中心とした国際税務に関する調査、審理事務に従事。各種ファンド会社や日本を代表する超大規模法人を調査した。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
松井 孝榮
〈経歴〉
国税局調査第二部特別調査部門
調査第二部主査
調査第三部主査

元国税調査官・税理士 ——
1951年生まれ　国税局調査部に通算14年間勤務。鉄道業、海運業、銀行業、証券業など、日本を代表する超大規模法人を長年調査した。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
吉田 雅相
〈経歴〉
国税局調査第一部国際情報課
国際税務専門官
総務部人事第二課

元国税調査官・税理士 ——
1949年生まれ　移転価格税制やタックスヘイブン税制に関するコンサルティングを得意とする。
●著書「非居住者税制と源泉徴収質疑応答集」（共著）　法令出版

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
室長
風間 光裕
〈経歴〉
国税局課税第二部
総務部人事第二課
調査査察部

元国税調査官・税理士 ——
1965年生まれ　法人税調査と税務職員の評定・指導・監督業務を行う。税務組織の中枢を経験し、税務署職員の調査手法や思考回路を熟知しており税務調査対策に力を発揮する。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
山崎 政男
〈経歴〉
国税不服審判所国税審判官
税務大学校研修所長
税務署長

元税務署長・税理士 ——
1949年生まれ　約40年の税務当局勤務の間、国税不服審判所国税審判官、税務署長を歴任。課税庁から独立した立場で、納税者の権利利益救済のため審査請求に対し裁決を行った経験を持つ。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
五十嵐 徹夫
〈経歴〉国税庁課税部課長補佐
国税局課税第一部機動課長
国税不服審判所部長審判官
国税局総務部次長
税務署長

元税務署長・客員税理士 ——
1951年生まれ
●主な著書「相続税法基本通達逐条解説」大蔵財務協会「公益法人の税務」（共著）公益法人協会「わかりやすい相続税申告書の書き方」中央経済社

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
清水 順
〈経歴〉国税局法人税課
税務大学校教育第二部教授
国税不服審判所国税審判官
税務署長

元税務署長・客員税理士 ——
1934年生まれ　約30年にわたり法人税の実務事例研究を専門に行う。税務大学校研究科教授として税務に関する高度の理論及び技能を指導した。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
髭 正博
〈経歴〉
1941年生まれ
1983年　事業承継・相続対策業務を開始する。

客員税理士 ——
●主な著書「事業承継・自社株対策」FIC出版部「実践・相続税対策50の実例」オーエス出版「事業承継・相続の節税実務戦略」オーエス出版「生命保険の具体的活用策と知識」（共著）日本法令
金融・経済雑誌寄稿等多数

エヌエムシイ税理士法人 統括マネージャー
佐藤 修一
〈経歴〉
昭和63年　野本会計事務所入所

税理士 ——
平成14年11月より、エヌエムシイ税理士法人の設立・立ち上げを担当。20年以上、中小企業に対して経理事務の合理化や節税対策のアドバイスを行う。

エヌエムシイ税理士法人
（税理士法人番号 第337号／東京税理士会第99号）

お申し込み・お問い合わせ　03-5354-5222　平日9:00～18:00
http://www.nmc-zeirishi.jp/　エヌエムシイ税理士法人　検索

エヌエムシイ税理士法人
住所：東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン26F
アクセス：東京メトロ 丸ノ内線または都営大江戸線「中野坂上駅」出口1より徒歩1分